

富山空港コンセッションモニタリング支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

富山空港コンセッションモニタリング支援業務

2 委託業務の目的

令和8年4月から開始した「富山空港特定運営事業等」において、運営権者による適正な空港運営を確保するため、要求水準や提案事項、経営管理に係るモニタリングを実施し、実施契約に定められた業務が確実に遂行されているか確認することとしている。

当該モニタリングの実施や富山空港に係る公共施設等運営権制度の運用に当たり、専門的な知見を活用した助言・支援等を受けることを目的とするもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 基本業務（定常的に発生する業務）

① 県によるモニタリングの運用に係る助言・支援等（通年）

- ・ 県が実施するモニタリング（要求水準モニタリング、提案事項モニタリング、経営管理モニタリング）に係る運用上の課題や疑義について、助言・支援を行うこと

② 経営管理モニタリングに係る助言・支援等（年1回）

- ・ 運営権者から提出された財務諸表等の精査・分析等を通じて、運営権者の経営状況や財務の安定性等を確認し、要求水準未達のリスクやその要因の早期発見等ができるよう、公認会計士等による専門的な助言・支援を行うこと

③ 公共施設等運営権制度の運用等に係る助言・支援（通年）

(2) 随時業務（随時の要請に応じて発生する業務）

「富山空港特定運営事業等」の実施に関して、県からの随時の要請に応じて発生する業務について、課題や論点等を整理するとともに、弁護士等による法務面を中心とした専門的な知見による助言・支援を行うこと

（想定される業務の例）

- ・ モニタリングにより指摘・改善事項等を把握した場合の実施契約等に基づき県が講ずる措置に係る助言・支援
- ・ 運営権者と実施契約の解釈等について疑義が生じた場合の助言・支援

- ・運営権者との間にトラブル等が発生した場合の助言・支援
- ・その他、法務面を中心とした専門的な知見が必要な対応 等

※参考

- ・モニタリングについては、運営権者が前年度に実施した業務等に対して行うため、正式な運用開始は令和9年度からとなる。今年度については、次年度に向け、試験的なモニタリングを実施する予定であることから、当該モニタリング等に対して上記の支援を行うこと。

5 留意点

- (1)業務実施にあたっては、担当課及び関係機関と十分に連携を図ること。
- (2)仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議して決定すること。

6 成果品

成果品は、下記のとおりとする。いずれも、紙媒体1部及び電子データ一式を提出すること。

(1)基本業務に係る実績報告書

- ・経営管理モニタリングに係る報告書
- ・県が実施する要求水準モニタリング及び提案事項モニタリングへの支援・助言に係る実績報告書

(2)随時業務に係る実績報告書

(業務依頼日、対応内容、対応時間等を記載すること)

(3)その他県から指示された資料

7 納品期限

令和9年3月31日(水)

8 その他

- (1)本業務により新たに生じた著作権については、すべて県に帰属し、二次利用できるものとする。
- (2)受託者は、事前に文書をもって県の承諾を得た場合、本業務にあたって一部の業務を受託者の責任において、再委託先に委託することができるものとする。
- (3)この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。
- (4)本業務の実施において知り得た機密情報等については厳重に管理し、県の許可を得ず他に漏洩してはならない。